

令和9年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税制度の延長）

要望元：畜産局飼料課流通飼料対策室

品名（関税率関係） 又は制度名（関税 制度関係）		<品名> 飼料用ホエイ <制度名> 関税割当制度									
改正要望の内容		<改正を要する法令及び条項> 関税暫定措置法第2条第1項 <具体的な内容> 「令和9年3月31日まで」とされているものを1年以上延長する。									
税 番	統 計 細 分	品 目	現行税率			改正後税率			W T O 譲許税率	現行制度 の増減税 規模	改正 増減 収額
			基本	暫定	特惠	基本	暫定	特惠			
0404.10	131	配合飼料のうち 政令で定めるも のの製造に使用 するもので、こ の号の1の（1） の〔2〕の〔ii〕の 1及び2並びに （2）の〔2〕の 〔ii〕の1及び2 に掲げるホエイ 及び調製ホエイ のうち無機質を 濃縮したホエイ 以外のものにつ いて、45,000 ト を基準とし、当 該年度における 国内需要見込数 量、国際市況そ の他の条件を勘 案してこの政令 で定める数量 （以下この号に おいて、「飼料用	35 % + 500 円 /kg	無税 (T Q)		(同左)	(同左)		無税	0 円	—

		のホエイ等に係る共通の限度数量」という。)以内のもの(脂肪分 ≤ 5.0 % 加糖)									
0404.10	141	配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するもので、飼料用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの(脂肪分 ≤ 5.0% 無糖)	35 % + 500 円/kg	無税 (T Q)		(同左)	(同左)		無税	0 円	—
0404.10	171	配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するもので、飼料用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの(脂肪分 > 5.0% 加糖)	35 % + 808 円/kg	無税 (T Q)		(同左)	(同左)		無税	0 円	—
0404.10	181	配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するもので、飼料用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの(脂肪分 > 5.0% 無糖)	35 % + 808 円/kg	無税 (T Q)		(同左)	(同左)		無税	0 円	—
改正要望 内容の 施行期日 及び適用 期間		〈施行期日〉令和9年4月1日 〈適用期間〉「令和9年3月31日まで」とされているものを1年以上延長する。									
改正を要 望する品 目又は制		① 現状 (1)改正品目・関税制度と関連する産業等の現状及び過去からの状況変化等 ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づき、平成7年度から脱脂粉乳等に係る輸入制限措置を									

度をめぐ
る状況

全て関税化し、関税相当量（TE）を設定した。ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施期間は2000年度（平成12年度）で終了したが、WTO協定上、実施期間の最終年と同様のアクセス機会を維持する必要があるため、暫定税率の単純延長が行われている。

我が国畜産物の生産コストに占める飼料費の割合は約4～7割と高い割合を占めている。これまで、家畜用の代用乳等の原料となる飼料用ホエイについては、多くを輸入に依存してきた。

このため、一定数量の範囲内で副原料等の混入による食用への横流れ防止措置を講じた上で無税を適用することにより畜産農家等に対して安価な飼料原料を供給し、安価な飼料を提供可能にする一方、この輸入数量を超える分には高税率（枠外税率）を適用するとともに、食用への流用防止措置を講じることにより、食用向けに生産する国内生産者を保護し、国内需給の安定を図っている。

(2) 輸入状況等

数量単位：トン 価額単位：百万円 単価単位：千円/トン

国名	令 5			6			7		
	数量	価額	単価	数量	価額	単価	数量	価額	単価
米国	12,102	1,550	128	12,319	2,119	172	6,799	1,389	204
オーストラリア	1,795	524	292	4,599	1,445	314	3,282	1,288	392
ニュージーランド	4,494	1,489	331	3,186	1,065	334	1,329	517	389
計(含その他)	29,883	5,540	185	36,675	7,863	214	33,962	8,729	257

(出典) 財務省「貿易統計」

(3) 国際市況等

単位：ドル/ポンド

Central U.S. Dry Whey Monthly Average Mostly Prices

Year	Jan	Feb	Mar	Apr	May	Jun	Jul	Aug	Sep	Oct	Nov	Dec
2022	0.7245	0.7932	0.7604	0.6448	0.6006	0.5650	0.5085	0.4520	0.4515	0.4400	0.4393	0.4168
2023	0.3844	0.3845	0.4280	0.4306	0.3577	0.2947	0.2508	0.2546	0.2908	0.3338	0.3910	0.3986
2024	0.4101	0.4673	0.4331	0.3915	0.3875	0.4270	0.4580	0.5236	0.5449	0.5619	0.5954	0.6931
2025	0.7162	0.5800	0.4852	0.4734	0.5038	0.5505	0.5689	0.5507	0.5619	0.5957	0.6683	0.7027
2026	0.7028	0.6876	0.6464	0.6480	0.6405	0.6467	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A

DATA SOURCE, USDA, AMS, DMN Monthly Averages, released 7/06/2026

(出典) USDA「Dry Whey Prices - Central - Monthly Graph」

(4) 国際交渉の状況・諸外国における制度実態

特記事項なし

	② 問題点 仮に本制度が継続されない場合は、畜産物生産コストの中で大きな割合を占める飼料費の低減に悪影響が生じ、今後の国内畜産業の維持、発展や競争力の強化を阻害することになる。																								
改正の必要性と目的達成の見通し	① 改正の目的（政策の達成目標） 畜産業の競争力を高めるために、一定の輸入数量の枠内に限り需要者に安価な輸入品を供給し、飼料コストの低減を図る一方で、この輸入数量の枠を超える分には高税率（枠外税率）を適用することにより、国内生産者を保護し、国内需給の安定を図る ② 改正の方向性 畜産業の競争力を高めるために、一定の輸入数量の枠内に限り需要者に安価な輸入品を供給し、飼料コストの低減を図る一方で、この輸入数量の枠を超える分には高税率（枠外税率）を適用することにより、国内生産者を保護し、国内需給の安定を図るための措置が必要である。また、ウルグアイ・ラウンド農業合意の履行のため、実施期間の最終年と同様のアクセス機会を維持する必要があることから、引き続き本措置が必要である。 ③ 改正目的達成予定時期 ウルグアイ・ラウンド農業合意の履行が必要なくなり、国産のホエイが、飼料用原料として十分な国際競争力を確保する時点まで、本制度を継続する必要がある																								
改正の効果と妥当性	① 改正による効果・影響 (1)改正による国内産業保護に与える効果・影響 令和6年度関税割当枠の消化率は約84%であった。当該制度により、輸入数量の枠を超える分には高税率（枠外税率）を適用することで、国内生産者を保護し、乳製品全体の国内需給の安定が見込まれる。 （参考）効果を判断するための定量的指標 当該品目の消化率 <table><tr><td>年度</td><td>政令数量（トン）</td><td>通関数量（トン）</td><td>消化率（％）</td></tr><tr><td>令和3</td><td>45,000</td><td>37,108</td><td>82.5</td></tr><tr><td>令和4</td><td>45,000</td><td>36,361</td><td>80.8</td></tr><tr><td>令和5</td><td>45,000</td><td>32,174</td><td>71.5</td></tr><tr><td>令和6</td><td>45,000</td><td>37,431</td><td>83.2</td></tr><tr><td>令和7</td><td>45,000</td><td>34,753</td><td>77.2</td></tr></table> (2)消費者等の利益に与える効果・影響 当該制度により、29.8%+425 円/kg 又は 29.8%+687 円/kg の関税が免除されることになり、畜産経営者に対する低廉な子畜用飼料の供給が見込まれ、畜産経営の生産コスト低減による消費者への安定した価格での畜産物の供給に寄与している。 (3)その他の効果・影響 特記事項なし	年度	政令数量（トン）	通関数量（トン）	消化率（％）	令和3	45,000	37,108	82.5	令和4	45,000	36,361	80.8	令和5	45,000	32,174	71.5	令和6	45,000	37,431	83.2	令和7	45,000	34,753	77.2
年度	政令数量（トン）	通関数量（トン）	消化率（％）																						
令和3	45,000	37,108	82.5																						
令和4	45,000	36,361	80.8																						
令和5	45,000	32,174	71.5																						
令和6	45,000	37,431	83.2																						
令和7	45,000	34,753	77.2																						

	② 改正の妥当性 上述に加え、飼料用ホエイについては、副原料等の混入による横流れ防止措置により、合理的に飼料用以外への転用を防止しており、現行制度の延長は適正である。
政策評価・ 関連措置	① 本要望に関連する政策評価 当省においては、本要望に関連する政策目標として、総合的な食料安全保障の確立を図ることとしており、令和6年度の総合評価書「総合的な食料安全保障の確立」において、「我が国の総合的な食料安全保障の確保に向けて、評価対象政策である「総合的な食料安全保障の確立」に対して一定の有効性が確認された」とされているところ。 ② 当該政策評価の結果と改正の関係 上記①の政策評価を踏まえ、当省としては、引き続き我が国の総合的な食料安全保障の確立に向けた様々な取組を維持・促進していく必要があることから、こうした取組を支援する一環として、飼料用ホエイに係る関税割当制度についても、引き続き延長することが適当。 ③ 政府方針と改正の関係 農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号）においては、国は農業者による農業の競争力強化の取組を支援するため、良質かつ低廉な農業資材の供給を実現するための施策を策定及び実施することとしており、本改正は、その施策目的にも合致するものである。 ④ 関連措置 ○畜産クラスター 畜産農家と地域の畜産関係者（コントラクター等の外部支援組織、流通加工業者、農業団体、行政等）が連携し、一体的に結集することで、畜産の収益性を地域全体で向上させるための取組。本制度によって、生産費の中で大きな割合（4～7割）を占める飼料費の低減を図ることで競争力強化及び収益性向上の一端を担っており、畜産クラスターの側面支援の役割を果たしている。 ○農業競争力強化支援法 農業が将来にわたって持続的に発展していくためには、農業の構造改革と併せて、「良質かつ低廉な農業資材の供給」及び「農産物流通等の合理化」の実現を図ることが重要であり、本法律により、国が講ずべき施策等を定めるとともに、農業資材事業及び農産物流通等事業の事業再編等を促進するための措置を講ずることによって、農業の競争力の強化を図る。

○ 改正経緯

これまでの改正状況	当該品目に関する関税割当制度は、平成7年度に導入されて以降、現在まで延長されている。
措置による効果	「改正の効果と妥当性」のとおり飼料費の低減が図られることにより、畜産振興を通じた地域経済の維持・発展及び畜産物の安定供給を通じた国民生活の安定に寄与。